

# 「にいがた農地を活かし担い手を応援する運動」推進要領

－ 農業委員・推進委員が地域の農地利用調整の要(かなめ)となる活動 －

平成31年4月1日

一部改正：令和2年4月1日

一部改正：令和3年4月1日

一般社団法人新潟県農業会議

## 1 趣 旨

農業・農村は、基幹的農業従事者の高齢化の進展や担い手不足による耕作放棄地の増加等が顕著になる中で、新規参入を含めた担い手の育成・確保、農地の利用集積・集約化が喫緊の課題となっている。

農業委員会組織は、農業委員会法で位置づけられた担い手への農地利用集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消といった「農地利用の最適化の推進」や、農地中間管理事業法の改正法による農地利用の集積・集約化の一層の促進に向けた「人・農地プランの実質化」を重点的に取り組んできており、プラン実行による農地利用最適化の成果を確実なものとする事が求められている。

本県では、全国運動と連動し平成11年度から「にいがた地域農業再生運動」を6期に渡り展開してきたが、このたび新たに「にいがた農地を活かし担い手を応援する運動」として、農業委員会組織の活動理念である「農地を守り、地域の担い手を育てる」を柱に、農業委員・農地利用最適化推進委員(以下、推進委員)が地域(集落)の農地利用調整の要となる活動を展開する。

運動の展開に当たっては、「目に見える活動」の実践を進め、元気で活力のある地域農業の確立をめざして取り組むこととする。

## 2 運動の目標

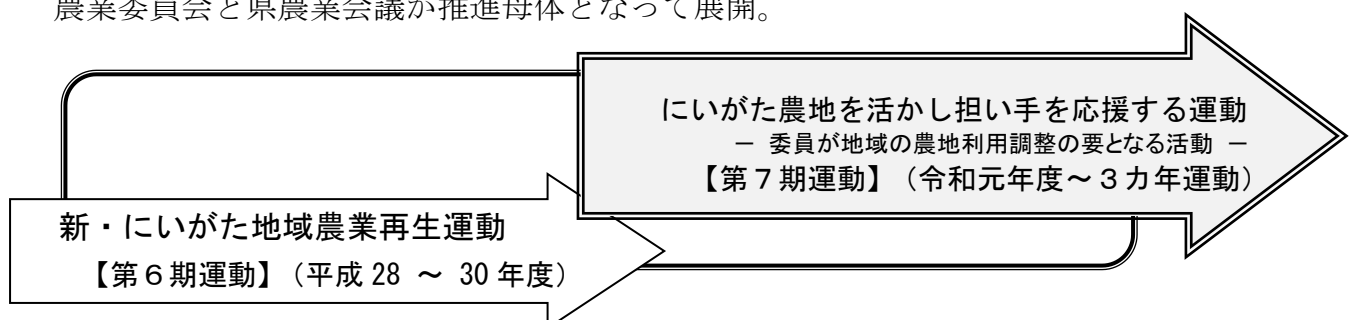
- (1) 地域の農地利用の実態把握と地域合意形成活動の推進
- (2) 農地利用の最適化を進める活動の推進(プランの実行等)
- (3) 農業政策への提言活動と農業委員会の「目に見える活動」の実践

## 3 運動の期間

令和元年度からの3カ年間。

## 4 運動の推進体制

農業委員会と県農業会議が推進母体となって展開。



## 5 運動の内容

### (1) 「農地利用最適化の取組活動」

- 地域実態の把握と将来の農地利用・担い手等に関する地域の合意形成活動の推進
  - ・ 地域の実態把握のための「営農状況・意向調査」の実施
  - ・ 地域の話合い活動の推進等による「人・農地プランの実質化」と「実行」
  - ・ 関係機関と連携した重点地区等への参画
- 農地の確保・有効利用の推進と遊休農地等の発生防止・解消対策の強化
- 適正な農地制度の推進、農地台帳整備と農地情報の公開システムの運用
- 新たな農業のパートナーづくりの推進

### (2) 「地域の世話役活動」

- 担い手の確保と育成の取り組みの推進
- 地域の声を取りまとめた政策提案活動の推進
- 情報提供活動の推進

### ◎ (2つの活動を支える) 「活動実績の蓄積と課題の共有」

- 農業委員会活動記録での活動の蓄積
- 農地利用の最適化・活動結果シートの活用と課題の共有

( 参考：「にいがた農地を活かし担い手を応援する運動」〔令和元年度～3カ年運動〕の概要図 )

## 6 農業委員会の取り組み

農業委員会の「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」(農委法第7条)並びに年間活動計画(農委法第37条)策定に当たっては、活動目標を設定し地域において「目に見える農業委員会実践活動」を展開する。

(1) 運動の推進に当たっては、前年度までの取り組みを踏まえ、農業委員と推進委員が一体となった推進体制の整備を引き続き行う。また、活動計画を策定する際、活動目標と具体的な取組手法、実施時期、役割分担、強調月間、重点地区の設定等とともに、農業委員、推進委員が地域の話合いの「コーディネーター役を担う」ことを踏まえ、極力委員個人別に数値目標を設定し活動計画を定める。

(2) 「人・農地プラン」の実質化とその実践に当たっては、市町村・農協・土地改良区等との連携・共同体制の構築が最重要である。

特に、実質化された人・農地プランの策定や地域の農地利用の調整を進め

るにあたり、農業委員・推進委員は、地域（集落）の農地利用調整の窓口となる活動を展開する。

### （3）「農地利用の最適化の取組活動」

- ① 将来の農地利用と担い手等に関する地域の合意形成活動の推進
  - 地域の話し合い活動の推進等による「人・農地プランの実質化」  
農業委員と推進委員は、地域の守るべき農地と担い手を明確にするため、「人・農地プラン」の実質化をはじめとする地域（集落）での話し合いの場づくりに積極的に関与し、目指すべき地域農業の将来像について合意形成を図る。
  - 地域の実態把握のための「営農状況・意向調査」の活用  
地域の話し合い活動を進めるに当たっては、事前の「営農状況・意向調査（アンケート）」が重要であることから、農業委員及び推進委員は配布・回収の機会をとらえて個別相談を行うなど、地域の実態把握に努め、その結果を踏まえて地域の合意形成活動を実践することが重要である。
  - 実質化したプランの実行に向け、農地の利用調整やマッチングに取り組むとともに、担い手に位置付けた経営体へ農地を計画的に利用集積・集約化するため、農地中間管理機構との積極的な連携を図る。
- ② 農地の確保・有効利用の推進と遊休農地等の発生防止・解消対策の強化
  - 農地制度について農地の所有者・利用者に加え、地域住民等への理解を求めるPR活動を行い、制度の適正な執行が行われよう取り組む。
  - 農地パトロール（農地利用状況調査：農地法第30条）を地域の農地利用の総点検と位置付け、「農地の無断転用防止」、「遊休農地の発生防止と解消」、「農地への不法投棄防止」等の日常的な監視活動と、農地パトロール月間の設定等による重点的な取り組みに努める。なお、令和3年度から荒廃農地調査が利用状況調査に統合されることから、市町村との役割分担等を明確にして対応する。
  - 農地パトロールで把握した農地法上の遊休農地（農地法第32条第1項第1号及び同第2号の農地）については、農地利用意向調査の着実な実施を図るとともに、農地中間管理機構と連携した措置の円滑な実施に取り組む。
  - 農業経営基盤強化促進法の改正により、所有者不明農地の活用を可能と

する仕組みが措置されたことから、これらを積極的に周知し、農地の有効利用と遊休農地の発生防止に努める。

- 農地転用許可を受けた農地に対し、許可済みを示す「転用掲示板」の掲示を行う。
- ③ 適正な農地制度の運用、農地情報公開システムによる公開
  - 農地制度の適正な運用とともに、農地の無断転用案件を確認した場合は、その現況や経緯・事情を調査し、県をはじめ他の行政機関と連携し早急な是正指導を行う。
  - 農地パトロール等で得られた現況を速やかに農地情報公開システムに反映させるとともに、新潟県担い手育成総合支援協議会の賃貸情報への掲載の対応を進める。
- ④ 新たな農業のパートナーづくりの推進
  - 新規参入者や一般株式会社等の農業参入者に対し、農地制度が適正に運用されるよう相談活動等を行う。

#### (4) 『地域の世話役活動』

- ① 担い手の確保と育成の取り組み
  - 地域での「人・農地プラン」の実質化に併せ、認定農業者の掘り起こしや再認定への働きかけを強化する。また、担い手が不足している地域では、集落営農の組織化や法人化に向けた地域の合意形成を推進する。
  - 農業者年金加入推進対策の取り組みを進めるとともに、家族経営協定、法人化・経営相談等の活動を実施する。
- ② 地域の声を取りまとめた政策提案活動の推進
  - 農業委員会法第 38 条の「意見の提出」を踏まえ、全ての農業委員会において、「農業者等と農業委員会との意見交換会」等、地域の農業者等からの意見を踏まえた意見提出や意見の公表をおこなうとともに、県・全国段階へ意見の積み上げを図り、農業委員会系統組織としての政策提案活動を展開する。
- ③ 情報提供活動の推進
  - 目に見える農業委員会活動を地域住民に P R するため「農業委員会だより」の発行や「全国農業新聞」の普及推進、「全国農業図書」の活用など情報活動に取り組む。



- (2) 特に「農地パトロール」並びに「農業者等との意見交換会」は重点推進事項として取り組むため実施要領を定め、必要な啓発資料の配布等を行う。
- (3) 「農業委員会活動記録」の活用を推進するとともに、定期的に全県農業委員の活動を取りまとめ集計し、活動強化に向けた取り組みに反映する。
- (4) 各農業委員会の活動状況を全国農業会議所の「農地利用最適化活動の進捗状況共有シート」等を取りまとめ、定期的に農業委員会に活動内容について情報の提供を行う。
- (5) 農地等利用の最適化に向けた取組強化にむけ、農業委員会や関係機関の協力のもと、重点地区の取組事例を収集・報告する。

## 8 推進計画の策定と点検・確認等

- 「にいがた農地を活かし担い手を応援する運動」の取り組みに当たって農業委員会は、農業委員会事務の実施状況等の公表に併せ、活動の自己評価と取り組みの検証を行う。
- 各農業委員会は、運動の取り組み目標と具体的な対策（農地パトロール月間、農業者等との意見交換会他）、重点実施地区の設定などを内容とする推進計画を策定し実践活動を積極的に展開する。
- 農業会議は、年度毎の農業委員会の推進状況を把握し、活動状況を農業会議だより「農のかけ橋」・「ホームページ」や啓発資料等に紹介することで運動の波及を図るとともに、運動の活動成果を取りまとめる。  
 なお、引き続き「ホームページ」において、各農業委員会の活動事例を農地パトール活動・遊休農地対策・食育活動等、特集を組んで積極的に紹介をすることとする。

〈 参考 〉 令和2年度における取り組み内容 （組織実態調査等から、一部予定含む）

営農状況・意向調査の取組	8委員会	（参考：元年度既に実施10委員会）
農業者等との意見交換会の実施	19委員会	
農業委員会の意見提出・要請活動	15委員会	
農業委員会だよりの発行	25委員会（計54回）	市町村広報への掲載 16委員会

(別記1)

## 「農業委員会活動記録簿」の活用と集計等について

### 1 目的

平成22年度から「にいがた地域農業再生運動」において、全国農業会議所が作成した「農業委員会活動記録簿」を活用し、農業委員活動の内容を記録するとともに、その記録状況を定期的に把握し、活動の一層の推進に役立てることを目的に取り組みを行っているが、引き続き、農業委員会活動の点検・検証を踏まえた「目に見える活動」を一層進めることから、この取り組みを進めることとする。

### 2 内容

- ① 農業委員・農地利用最適化推進委員は、日ごろの農業委員活動を活動記録簿に記入し毎月農業委員会事務局に、その件数を報告するとともに、懸案事項等については、農業委員会総会等の際に報告・協議を行う。
- ② 各委員の活動件数（記録簿の17頁～）を、農業委員会事務局は毎月定期的に報告を受け件数を取りまとめ、四半期毎に農業会議に報告する。  
（農業会議への報告は3月毎とし、令和3年度は4～6月を7月12日、7～9月を10月12日、10～12月を1月12日、1～3月を4月12日までにファクス又はメールで報告する。（報告は原則12日）
- ③ 農業会議は、農業委員会の報告を取りまとめ、集計結果を農業委員会に送付するとともに、その内容を会議・研修会に反映をさせる。  
（集計結果は、報告月の原則25日まで農業委員会事務局に提供する。）
- ④ この活動取りまとめ結果を活用し、各農業委員会において、年間活動計画に基づく、農業委員の活動推進を図る。

	委員・推進委員		委員会事務局		県農業会議
4月	活動内容を記録簿に記載	⇒	毎月1回定期的に、活動件数を取りまとめる	⇒	県内の農業委員会の取り組みを定期的（3月毎）に取りまとめる
5月		⇒			
6月		⇒			
7月	← 県内農業委員会の活動内容を集計し、定期的に情報の提				
8月		⇒		⇒	
9月	←				
10月		⇒		⇒	
11月	←				
12月		⇒		⇒	
1月	←				
2月		⇒		⇒	
3月	←				

(別記2)

## ☆ 農業委員・推進委員が取り組む事項

にいがた農地を活かし担い手を応援する運動のもと、目標をもって農業委員・推進委員は下記事項に必ず取り組むものとする。

① コーディネーター役の発揮 (機構法第26条3項)

人・農地プランの見直しが行われる地域において、農業委員・推進委員は関係機関・団体と連携しコーディネーターの役割を担い、実質化を進める。

コーディネーターの役割は、話し合いの推進役、施策の説明者のほか地域の農業者の参加促進など幅広く、関係機関・団体で役割分担を行う

② 人・農地プランの実行 (農委法第6条第2項)

実質化(合意・公表)されたプランに基づき、農用地利用調整(マッチング)や斡旋を行う。

③ 遊休農地に対する措置の的確な実施 (農地法第30条～第42条)

農地法に規定されている一連の遊休農地に対する措置を的確に実施するため、農地パトロール活動を徹底する。

④ 農地中間管理機構との連携 (農委法6条2項、機構法第26条3項)

担い手経営体へ農地を計画的に利用集積・集約化するため、農地中間管理機構との積極的な連携を図る。

⑤ 情報の横展開 (農委法第6条3項)

農地制度や施策および農地利用最適化の取組事例を、農業委員会だよりや全国農業新聞を活用して農業者に情報提供を行い、担当地区での横展開を図る。

⑥ 農業委員会活動記録の徹底

上記の活動を「農業委員活動記録」等を活用した記録を徹底する。

※ 農業委員会の「活動計画の策定と点検・評価」を公表(農委法第37条)